

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 スポーツ課

許認可等の内容		栃木市スポーツ大会出場者激励金の給付の決定
根拠法令等及び条項		栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第5条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱第5条
	設定等年月日	令和 3年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	14日
審査 基準	根拠条項	栃木市スポーツ大会出場者激励金等給付事業実施要綱 第2条、第3条第1項、第3項、第4条第1項、第2項、第6条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 4月 1日設定 令和 6年 4月26日最終変更
	【 基 準 】 （給付の対象となる大会） 第2条 激励金等の給付の対象となる大会（以下「対象大会」という。）は、次に掲げるものとする。 （1） 全国大会（国民体育大会、全国障害者スポーツ大会、全日本選手権大会、全国高等学校総合体育大会、小学校及び中学校の学校教育活動の一環として参加する国又はこれに準ずる機関が主催若しくは後援する大会、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体が主催する大会並びに全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体が主催する大会をいう。ただし、予選会による選出又は地域競技団体の推薦により参加する場合に限る。） （2） アジア大会（アジア選手権大会等の大会をいう。ただし、国内予選会による選出又は国、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体若しくは全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体の推薦により参加する場合に限る。） （3） 世界大会（オリンピック、パラリンピック、世界選手権大会、ユニバーシアード大会等の大会をいう。ただし、国内予選会若しくはアジア大会による選出又は国、公益財団法人日本スポーツ協会加盟団体若しくは全国を統一する営利を目的としないスポーツ団体の推薦により参加する場合に限る。） （4） その他市長が特に必要と認める大会 （給付対象者） 第3条 栃木市スポーツ大会出場者激励金（以下「激励金」という。）の給付対象者は、次に掲げるものとする。 （1） 市内に住所を有する個人であって、対象大会に個人競技（団体戦を除く。）の選手として出場するもの	

- (2) 市内に住所を有する個人であって、対象大会に市外に所在する団体（以下「市外団体」という。）の構成員（選手に限る。以下同じ。）として出場するもの
- (3) 市内に所在する団体であって、対象大会に出場するもの
- (4) その他市長が特に必要と認める者

3 前2項の規定にかかわらず、同一会計年度内において市長が指定する補助金の交付を受けた者については、激励金等を給付しない。

（激励金等の額）

第4条 激励金の額は、別表第1のとおりとする。

2 激励金の給付回数は、対象大会ごとに1会計年度1競技につき、個人で出場する場合及び市外団体の構成員として出場する場合にあっては1人当たり、団体で出場する場合にあっては1団体当たり1回を限度とする。

（結果の報告）

第6条 激励金の給付を受けた者は、出場した対象大会が終了した日から30日以内に、
栃木市スポーツ大会出場結果報告書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 対象大会の成績が分かる書類
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

別表第1（第4条関係）

対象大会区分	個人	個人（市外団体の構成員）	団体
全国大会	10,000円	5,000円	選手1人につき 10,000円 （1団体につき 50,000円 を限度とする。）
アジア大会	20,000円	10,000円	選手1人につき 20,000円 （1団体につき 100,000 円を限度とす る。）
世界大会	30,000円	20,000円	選手1人につき 30,000円 （1団体につき 150,000 円を限度とする 。）